

施 運 第 8 0 7 号

平成 3 1 年 3 月 5 日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部改正について
保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護医療院に係る北海道基準条例は、平成30年4月に施設に関する基準条例を施行し、平成30年度において国の基準省令の経過措置を適用していた人員、設備、運営に関する基準を追加するため、平成30年12月25日付け北海道条例第61号により条例の一部を改正したことに伴い、必要な規則委任事項を追加するため、次のとおり、規則の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 公布された規則

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(平成31年北海道規則第9号)

北海道公報掲載場所

総務部法務・法人局法制文書課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

■平成31年3月5日 第3065号

2 新旧対照表

別添のとおり

3 施行日

平成31年4月1日

福祉局施設運営指導課

事業指定グループ主査(介護)

TEL 011-204-5935

FAX 011-232-1097

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 総務部
総務 法制課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

- 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(施設運営指導課) 11
- 北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
告 示 - (農業経営課) 16
- 土地改良法による道営換地処分
(農業施設管理課) 16
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定
(台山課) 16
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定
(台山課) 16
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更
(台山課) 17
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定
(台山課) 17
- 森林法による通知に代える公示 (2件)
(台山課) 17
- 土砂災害警戒区域の指定
(維持管理防災課) 17
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
(維持管理防災課) 19
- 都市計画の変更の決定
(都市計画課) 32
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(都市環境課) 33
- 特定調達契約に係る落札者等の公示
総合振興局告示及び振興局告示 33
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)
道教育庁教育局告示 33
- 特定調達契約に係る資格に関する公示
(2件) 34
- 特定調達契約に係る入札の公告
- 35
- 特定調達契約に係る資格に関する公示 36
- 特定調達契約に係る入札の公告
- 36

規 則

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

北海道規則第9号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則(平成30年北海道規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目 次

- 第1章 総則 (第1条 第2条)
- 第2章 人員に関する基準 (第3条)
- 第3章 施設及び設備に関する基準 (第4条 第5条)
- 第4章 運営に関する基準 (第6条-第11条)
- 第5章 ユニート型介護医療院に関する基準 (第12条-第15条)

附 則

第 1 章 総 則

第1条中「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例」を「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に改める。

第2条中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「」及び「を」。「。以下「基準省令」という。」及び「」に改める。

第4条の見出しを「(施設及び設備の基準)」に改め、同条中「第7条第2項第1号ア(イ)」を「第45条第2項第1号ア(イ)」に改め、同条に次の5項を加え、同条を第12条とする。

2 条例第45条第4項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニート型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画にない、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることかできるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第45条第4項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とすることは、その直通階段の数を条例第45条第4項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18、第30条の19、第30条の21、第30条の22、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号の措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。 4 条例第45条第4項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が18メートル以上（中廊下においては、27メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、15メートル以上（中廊下においては、18メートル以上）とすることができる。 5 条例第45条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であることとする。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであることとする。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであることとする。 第3条中「第4条第2項第2号」を「第5条第2項第2号」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条、1章及び章名を加える。 (構造設備の基準) 第5条 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。 (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第12条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第12条第2項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることかてきよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第6条第1項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とすることは、その直通階段の数を条例第6条第1項第3号の避難階段の数に算入することかてきよう。 3 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。 4 条例第6条第1項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が18メートル以上（中廊下においては、27メートル以上）であることとする。 5 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であることとする。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであることとする。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであることとする。 第4章 運営に関する基準 (電磁的方法) 第6条 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計	項を定めること。 イ 条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることかてきよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第6条第1項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とすることは、その直通階段の数を条例第6条第1項第3号の避難階段の数に算入することかてきよう。 3 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。 4 条例第6条第1項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が18メートル以上（中廊下においては、27メートル以上）であることとする。 5 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であることとする。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであることとする。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであることとする。 第4章 運営に関する基準 (電磁的方法) 第6条 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計
---	--

算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同し。）を電気通信回線を通して入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シーデーROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 3 介護医療院は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第1項各号に掲げる方法のうち、介護医療院が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 4 前項に規定する承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。 （入所者から支払を受けることかてきる費用） 第7条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 基準省令第14条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する	特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 理美容代 (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 3 条例第14条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。 （管理者が従事することがてきる施設） 第8条 条例第26条ただし書の規則で定める施設は、サテライト型特定施設又はサテライト型居宅施設とする。 （計画担当介護支援専門員の業務） 第9条 条例第28条の規則で定める業務は、次のとおりとする。 (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれていいる環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことがてきるかとかてきるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。 (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (5) 条例第40条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録すること。 （感染症及び食中毒の予防等のための措置等） 第10条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1) 介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知すること。 (2) 介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感
---	--

染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処その他の事項に関する手順に合った対応を行うこと。 2 条例第33条第3項の規則で定める要件については、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十一年北海道条例第八号。以下「条例」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同し。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「条例第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「条例第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十一年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十三條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十一年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。	（事故発生の防止のための措置） 第11条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通して改善策を従業者に十分に周知するための体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。 (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に実施すること。 第5章 ユニノト型介護医療院に関する基準 第2条の次に次の1章及び章名を加える。 第2章 人員に関する基準 第3条 条例第4条第1項第2号、第4号、第5号及び第7号並びに第2項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。 (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことかてきること。 (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上 (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数 2 条例第4条第2項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。 3 条例第4条第2項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるとする。 4 条例第4条第3項ただし書の規則で定める職員は、介護医療院（ユニノト型介護医療院を除く。以下この項において同し。）にユニノト型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニノト型介護医療院の介護職員とする。
--	--

第3章 施設及び設備に関する基準

本則に次の3条を加える。

（入居者から支払を受けることがてきる費用）

第13条 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

（1）食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費か入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニノト型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

（2）居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費か入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニノト型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

（3）基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4）基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（5）理美容代

（6）前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第46条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（職員の配置）

第14条 条例第52条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

（1）昼間については、ユニノトごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（2）夜間及び深夜については、2ユニノトごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

（3）ユニノトごとに、常勤のユニノトリダーを配置すること。

（準用）

第15条 第6条及び第8条から第11条までの規定は、ユニノト型介護医療院について準用する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び6項を加える。

（経過措置）

2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換行って介護医療院を開設する場
合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換行って介護医療院を開設する場
合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることかてきる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換行って介護医療院を開設する場
合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第4項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。

5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることかてきる」とする。

7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護

「6次産業化論」を「6次産業化実践論」に改める。 附 則 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 2 平成31年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。		告 示 北海道告示第149号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町新北部地区の換地処分をした。 平成31年3月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第150号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成31年3月5日 1 解除予定保安林の所在場所 戸別市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第151号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。 平成31年3月5日 1 指定実施要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定実施要件																			
医療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第4項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が12メートル以上（中廊下にあつては、16メートル以上）であることとする。 附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。		北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第10号 北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。 別表中「農業経営基礎」を「農業技術基礎」に、「農畜産加工 起業概論」を「農畜産物加工 起業概論」に、「先進農業機械字(1)」を「スマート農業概論(1)」に、「畜産機械施設演習(1)」を「畜産機械施設演習(1) H A C C P 概論(1)」に、「応用先進農業機械字演習(1) 乳牛栄養字(1) 生物工学(1)」を「スマート農業機械字演習(1) 乳牛栄養字(1) 生物工学(1)」に、「畜産環境衛生論」を「家畜衛生演習(1)」を「家畜衛生演習(1) 飼料調製草地管理実習(1)」に、「30 285」を「75 330」に、 <table><tr><td>応用先進農業機械字演習(1)</td><td>農 産 物 流 通 論(1)</td><td>45</td></tr><tr><td>クリーン農業と環境保全論(1)</td><td></td><td></td></tr></table> を <table><tr><td>スマート農業機械字演習(1)</td><td>農 産 物 流 通 論(1)</td><td>75</td></tr><tr><td>刈 払 機 基 礎(1)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>G A P 概 論(1)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>クリーン農業環境保全論(1)</td><td></td><td></td></tr></table> に、「1,815」を「1,860」に、「農業経営実践論」を「農業経営者実践論」に、「農業組織計画論」を「農業支援組織論」に、「農協法人組織論」を「農業法人化論」に、「農業経営税務」を「農業税務基礎」に、		応用先進農業機械字演習(1)	農 産 物 流 通 論(1)	45	クリーン農業と環境保全論(1)			スマート農業機械字演習(1)	農 産 物 流 通 論(1)	75	刈 払 機 基 礎(1)			G A P 概 論(1)			クリーン農業環境保全論(1)		
応用先進農業機械字演習(1)	農 産 物 流 通 論(1)	45																			
クリーン農業と環境保全論(1)																					
スマート農業機械字演習(1)	農 産 物 流 通 論(1)	75																			
刈 払 機 基 礎(1)																					
G A P 概 論(1)																					
クリーン農業環境保全論(1)																					

新旧対照表

○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則

新	旧
<u>北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則</u> 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 人員に関する基準（第3条） 第3章 施設及び設備に関する基準（第4条・第5条） 第4章 運営に関する基準（第6条－第11条） 第5章 ユニット型介護医療院に関する基準（第12条－第15条） 附則 第1章 総則（趣旨） 第1条 この規則は、<u>北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。<u>以下「法」という。」</u>）、<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）及び条例</u>において使用する用語の例による。 第2章 人員に関する基準 第3条 <u>条例第4条第1項第2号、第4号、第5号及び第7号並びに第2項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</u> （1）<u>薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u> （2）<u>介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</u> （3）<u>介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数</u> 2 <u>条例第4条第2項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。</u>	<u>北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則</u> （新設） （新設） （趣旨） 第1条 この規則は、<u>北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）及び条例</u>において使用する用語の例による。 （新設）

新	旧
3 条例第4条第2項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。 4 条例第4条第3項のただし書の規則で定める職員は、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員とする。 第3章 施設及び設備に関する基準 （施設の基準） 第4条 条例第5条第2項第2号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法（のり）による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上であることとする。 （構造設備の基準） 第5条 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。 （1）療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第12条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 （2）療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第12条第2項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第6条第1項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第6条第1項第3号の避難階段の数に算入すること	（新設） （施設の基準） 第3条 条例第4条第2項第2号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法（のり）による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上であることとする。 （新設）

新	旧
がてきる。 3 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。 4 条例第6条第1項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。 5 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であることとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 第4章 運営に関する基準 (電磁的方法) 第6条 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当	(新設) (新設)

新	旧
<u>となる費用</u> (4) <u>基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5) <u>理美容代</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</u> 2 <u>前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 3 <u>条例第14条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。</u> <u>(管理者が従事することができる施設)</u> 第8条 <u>条例第26条ただし書の規則で定める施設は、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設とする。</u> <u>(計画担当介護支援専門員の業務)</u> 第9条 <u>条例第28条の規則で定める業務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</u> (2) <u>入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。</u> (3) <u>入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</u> (4) <u>条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</u> (5) <u>条例第40条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</u> <u>(感染症及び食中毒の予防等のための措置等)</u> 第10条 <u>条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</u> (1) <u>介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。</u> (2) <u>介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す</u>	(新設) (新設) (新設)

新	旧
ること。 (3) <u>介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処その他の事項に関する手順に沿った対応を行うこと。</u> 2 <u>条例第33条第3項の規則で定める要件については、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号。以下「条例」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「条例第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「条例第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、</u>	

新	旧
<u>臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。</u>	
<u>（事故発生の防止のための措置）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第11条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</u>	
<u>（1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</u>	
<u>（2） 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策に従業者に十分に周知するための体制を整備すること。</u>	
<u>（3） 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。</u>	
<u>（4） 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	
<u>第5章 ユニット型介護医療院に関する基準</u>	<u>（新設）</u>
<u>（施設及び設備の基準）</u>	<u>（ユニット型介護医療院の施設の基準）</u>
<u>第12条 条例第45条第2項第1号ア（イ）の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。</u>	<u>第4条 条例第7条第2項第1号ア（イ）の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。</u>
<u>2 条例第45条第4項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</u>	
<u>（1） 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</u>	
<u>（2） 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</u>	
<u>ア ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難</u>	

新	旧
を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 3 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第45条第4項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第45条第4項第3号の避難階段の数に算入することができる。 4 条例第45条第4項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。 5 条例第45条第4項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が18メートル以上（中廊下にあつては、27メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、15メートル以上（中廊下にあつては、18メートル以上）とすることができる。 6 条例第45条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (入居者から支払を受けることができる費用) 第13条 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。	

新	旧
(1) <u>食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</u> (2) <u>居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</u> (3) <u>基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5) <u>理美容代</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの</u> 2 <u>前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 3 <u>条例第46条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。</u> <u>（職員の配置）</u> 第14条 <u>条例第52条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。</u> (1) <u>昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</u> (2) <u>夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</u> (3) <u>ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</u> <u>（準用）</u> 第15条 <u>第6条及び第8条から第11条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。</u> 附 則 <u>（施行期日）</u>	(新設) (新設) 附 則 (新設)

新	旧
1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)	この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (新設)
2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。	(新設)
3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。	(新設)
4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第4項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。	(新設)
5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。	(新設)
6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞ	(新設)

新	旧
<u>れ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</u>	
7 <u>介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第3項及び第12条第3項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。</u>	(新設)